

東京中高年世代活躍応援プロジェクト協議会 事業実施計画書

令和7年4月

東京中高年世代応援プロジェクト協議会

目次

第1 趣旨	1
第2 実施期間	1
第3 東京協議会計画の推進体制及び進捗管理	1
第4 現状	2
1 不安定な就労状態にある方	2
2 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	2
3 社会参加に向けた支援を必要とする方	2
第5 東京協議会計画における取組に係る目標及びK P I	2
1 不安定な就労状態にある方	3
(1) 目標	3
(2) KPI	3
(3) 主な取組	3
2 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方	4
(1) 目標	4
(2) KPI	3
(3) 主な取組	5
3 社会参加に向けた支援を必要とする方	5
(1) 目標	5
(2) KPI	5
(3) 主な取組	5
4 対象横断的な取組	6
第6 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業（個別支援事業））事業の実施（別紙）	6
第7 区市町村プラットフォームとの連携	7
第8 その他	7

第1 趣旨

いわゆる就職氷河期世代の方々への対応については、骨太の方針 2019 に盛り込まれた「就職氷河期世代支援プログラム」の下、令和2年より都道府県ごとに関係機関や団体を構成員とする「就職氷河期世代活躍支援都道府県プラットフォーム」（以下「都道府県 PF」という。）を設置し、官民が協働して都道府県内の就職氷河期世代の支援に地域全体で取り組む気運を醸成するとともに、支援策の取りまとめ、進捗管理等を統括し、令和6年度までの約5年間の集中支援に取り組んできた。

今般、昨年閣議決定された骨太の方針 2024 においては、令和7年度以降「この世代の支援は、中高年層に向けた施策を通じて、相談、リ・スキリングから就職、定着までを切れ目なく効果的に支援する」とされたことから、都道府県 PF においても本方針に沿って、就職氷河期世代を含む不安定な就労を繰り返し就職に支援が必要な中高年世代（以下「中高年世代」という。）を対象を拡大した上で、引き続き安定就労の実現と活躍の場を拓くための支援に取り組んでいく。これに伴い、都道府県 PF については「中高年世代活躍応援プロジェクト都道府県協議会」と名称を改めることとされ、東京都においては、引き続き、都内の関係機関・団体等を構成員として、「東京中高年世代活躍応援プロジェクト協議会」（以下「東京協議会」という。）を設置したところである。

東京協議会においては、様々な立場の構成員が中高年世代への支援に係る課題やニーズについての認識を共有し、今後の支援策等について意見交換をすることを通じて、地域社会の関心を高めるとともに、この世代の中には配慮すべき様々な事情を抱える方がおられること等を踏まえ、画一的ではなく、地域の創意工夫も活かし、一人一人の事情や地域の実情に即した支援メニューを構築し、積極的に届けていくため、事業実施計画（以下「東京協議会計画」という。）を策定し、着実な実行に取り組むこととする。

第2 実施期間

協議会設置～令和8年3月31日

第3 東京協議会計画の推進体制及び進捗管理

東京協議会計画の推進にあたっては、東京協議会設置要領に基づくものとする。

東京協議会計画の着実かつ効果的な推進を図るため、個々の取組や進捗状況を事務局において把握及び管理を行い、東京協議会設置要領の5に規定する会議を開催する。

なお、その進捗状況等を踏まえ、必要に応じて計画内容を見直すこともある。

第4 現状

中高年世代応援プロジェクト協議会事業実施計画策定指針では、主な支援対象者を、① 不安定な就労状態にある方（不本意に非正規雇用で働く方など）、② 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方、③ 社会参加に向けた支援を必要とする方（ひきこもり状態にある方など）に分類している。

それぞれの方々の課題は就労や社会参加など多様であり、また、生活の基盤を置く地域の実情や現状に至った背景も多様であることから、ご本人やご家族の尊厳を尊重するとともに、個々の状況によっては息の長い継続的な支援を行う必要があることに留意しつつ、多様な支援メニューを用意し、積極的に発信する必要がある。

1 不安定な就労状態にある方

「不安定な就労状態にある方」（35 歳～59 歳）のうち、不本意に非正規雇用で働いている方は、全国で約 1,401,000 人（人口比 3.3%）、東京都においては、約 151,200 人（人口比 3.0%）と推計される。¹

¹ 総務省「就業構造基本統計調査（2017 年）」において現在非正規雇用で働いており、かつ、現在の雇用形態に就いている理由について「主に正規の職員・従業員の仕事がないから」と答えた者

2 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

「長期にわたり無業の状態にある方」（35 歳～59 歳）は全国で約 609,670 人（人口比 1.4%）、東京都においては 61,860 人（人口比 1.2%）と推計される。²

² JILPT「若年者の就業状況・キャリア・職業能力開発の現状③」無業者のうち求職活動をしていない者で、卒業者かつ通学していず、配偶者なしで家事を行っていない者。JILPT が特別集計したデータを利用。

3 社会参加に向けた支援を必要とする方

40 歳以上 64 歳以下の広義のひきこもり状態³にある方は全国で約 613,000 人に上る（推計）。これを人口比⁴で換算すると、東京都の 40 歳以上 64 歳以下の広義のひきこもりの状態にある方は、約 67,000 人と推計される。

³ 内閣府「生活状況に関する調査（平成 30 年度）」において「ふだんは家にいるが自分の趣味に関する用事するときだけ外出する」「ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける」「自室からは出るが家からは出ない又は自室からほとんど出ない」と回答した者

⁴ 全国に占める東京都の人口比約 11%で按分

第5 東京協議会計画における取組に係る目標及び KPI⁵

第4で掲げた支援対象者の現状と課題を踏まえ、以下のとおり目標と KPI を設定す

るとともに、その達成に向けた取り組みを推進する。

⁵ 重要業績評価指標（Key Performance Indicator）の略。目標の進捗を把握するための指標。

1 不安定な就労状態にある方

（1）目標

正規雇用者数を 11,500 人増やすことを目標とする。

（2）KPI

ア ハローワークの中高年世代専門窓口等における紹介による正社員就職件数 9,008 件

イ キャリアアップ助成金活用による正社員転換人数 20,000 人（うち中高年層 7,000 人）

ウ ハロートレーニング（公的職業訓練）あっせん件数 10,997 件

エ ハロートレーニング（公的職業訓練）修了 3 ヶ月後の就職件数 7,610 件

（3）主な取組

ア 東京労働局管内 6 か所のハローワーク（公共職業安定所）にミドル世代チャレンジコーナーを設置⁶し、中高年世代の求職者の個々の実情に応じ、きめ細かなチーム支援を実施する。

【東京労働局】

⁶ 池袋・立川（令和元年 11 月 18 日設置）

飯田橋・渋谷・新宿・足立（令和 2 年 4 月 1 日設置）

イ 中高年世代限定求人・歓迎求人の開拓・確保や就職面接会等への参加勧奨を行う。

【全構成員】

ウ 中高年世代の求職者向けセミナーや、中高年世代の雇い入れを検討している企業向けセミナーを実施する。

【東京労働局】

エ 能力開発施設、支援機関、採用企業等を広報するための取組を実施する。

【東京労働局】

オ 東京しごとセンターにおいて、中高年世代の求職者向けに、セミナーや専任アドバイザーによるキャリアカウンセリング、グループワーク等を行うプログラムを、就職準備度にあわせて実施し、就職準備から就職後の定着までの一貫した支援を行う。

【東京都産業労働局】

カ 地域の求人・求職ニーズを踏まえてハロートレーニング（公的職業訓練）を設定し、安定就職に必要な職業能力の習得を支援する。

【東京労働局、東京都産業労働局、高障求機構東京、経済団体】

キ 求職者支援制度（中高年世代支援プログラムに基づく訓練コースの設定含む）における職業訓練コースの設定

【高障求機構東京】

ク 中高年世代を対象とした求人の確保やマッチング機会の提供に取り組むとともに、企業内での正社員転換を促進する。

【東京労働局、東京都産業労働局、経済団体】

ケ 若年者に対する総合就職支援施設として国と東京都が共同で運営するジョブカフェにおいて、キャリアコンサルタント等を配置し、本人及び家族からの多様なニーズに対応するための個別相談を実施する。

【東京労働局・東京都産業労働局】

コ 連合東京加盟の各企業別組合に対して、企業内の中高年世代を含む非正規雇用者の雇用継続、同一労働同一賃金に基づく処遇改善、各種助成金制度等を活用した正規雇用化について当該企業に対して働きかけ、労使協議・交渉等を行うよう要請する。また、企業労使の中高年世代支援の取り組みについて情報共有を行う。

【連合東京】

サ 非正規雇用者の安定就労および所得向上に向けた、利用しやすい就労支援や職業能力開発事業等の拡充について、東京労働局および東京都へ意見・提案を行う。

【連合東京】

2 就業を希望しながら長期にわたり無業の状態にある方

本人やご家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労その他の職業的自立支援につなげることを目指す。

（1）目標

地域若者サポートステーション（以下「サポステ」という。）を中心に、当事者やご家族の希望に応じ、求職活動へ踏み出すための支援を行い、就労その他の職業的自立支援につなげることを目指す。

（2）KPI

ア サポステの新規登録者数 1,000 人

イ サポステの支援により就労等につながった件数 700 件

(3) 主な取組

ア サポステで提供する職場体験等の十分な受入れ先を確保する。

【東京労働局、東京都産業労働局、経済団体】

イ 中高年世代の無業者が地域の企業の職場を体験して自身の興味や適性を探り、将来の就業へつなげるため、職場体験等の機会を確保する。

【東京労働局、東京都産業労働局、経済団体】

ウ 生活困窮者自立支援制度のうち、直ちに就労する準備が整っていない方への支援を行う就労準備支援事業の推進を図るため、未実施自治体への働きかけを行うとともに、直ちに一般就労が困難な方に中間的就労の機会を提供する認定就労訓練事業を推進する。

【東京都福祉局生活福祉部】

3 社会参加に向けた支援を必要とする方

(1) 目標

管内区市町村において、区市町村におけるプラットフォーム（以下「区市町村 PF」という。）の設置を契機とした多様な関係機関が参加する地域の支援ネットワークの構築と、居場所づくりをはじめとする、一人ひとりの状態にあった多様な支援の取組が推進されるよう、管内区市町村を支援することで、本人やご家族と社会とのより太いつながりが生まれることを目指す。

(2) KPI

包括的な支援体制の整備に関する事項を社会福祉法に基づく地域福祉計画（区市町村）及び地域福祉支援計画（都）に規定

(3) 主な取組

ア 区市町村 PF の設置を促進するとともに、その取組の活性化を図るため、東京協議会において区市町村 PF における好事例を横展開するなどの協力を行う。

【東京都福祉局生活福祉部、区市町村】

イ 生活困窮者自立支援制度のうち、直ちに就労する準備が整っていない方への支援を行う就労準備支援事業の推進を図るため、未実施自治体への働きかけを行うとともに、直ちに一般就労が困難な方に中間的就労の機会を提供する認定就労訓練事業を推進する。（再掲）

【東京都福祉局生活福祉部】

ウ 区市町村 PF 設置のため、地域の会議体やネットワークに関する情報を

収集し、東京協議会へ提供する。

【東京労働局、東京都産業労働局】

エ 孤独・孤立に関する実態やニーズの把握の検討、先進的な取組に係る事例の把握と周知及び各種支援策の周知広報を行う。

【東京都福祉局企画部、政策企画局】

4 対象横断的な取組

(1) 中高年世代に対する積極的な採用・正規雇用化を含む処遇改善や社会参加への支援に関する気運を醸成するため、東京協議会の構成員がそれぞれの強みとネットワークを活用した取組を推進する。

【全構成員】

(2) 支援対象者ごとの各種支援策や、中高年世代の安定就職・社会参加に向けて社会全体で支援するメッセージを本人、家族、各種関係者に届けるため、メディア、SNS、イベント開催などあらゆる手段を活用した周知・広報を展開する。

【全構成員】

(3) 都内の自治体等における中高年世代支援のための取組事例について情報収集を行い、効果的な活用について検討する。

【東京労働局、東京都産業労働局、東京都福祉局生活福祉部】

第6 社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業（個別支援事業））事業の実施（別紙）

令和7年度に地域就職氷河期世代支援加速化交付金が再構築され社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業（個別支援事業））事業として実施されることに伴い、東京都産業労働局は、社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業（個別支援事業））事業について都内各区市町村に周知する。併せて各区市町村から情報提供を受けた申請予定事業について、別紙「社会参加活躍支援等孤独・孤立対策推進交付金（社会参加活躍支援等孤独・孤立対策関連事業（個別支援事業））（案）一覧」のとおり東京協議会へ提供し、その承認を得るものとする。

なお、当該別紙への追記又は変更を行う場合は、東京都産業労働局が、事前に東京協議会構成員の包括的な承認を得た上で、同交付金の追加・変更申請時に別

紙を修正するとともに、東京都産業労働局が当該構成員にその修正内容を通知することにより、東京協議会計画の改定が行われたものとする。

第7 区市町村プラットフォームとの連携

東京協議会は、区市町村 PF の効果的かつ円滑な運営のために、区市町村 PF からの支援要請に対して適切に対応するとともに、中高年世代支援に関する情報についてはこれを共有し、双方密な連携を図ることとする。

第8 その他

東京協議会計画の実施に当たり、課題、疑義等が生じた場合は、東京協議会構成員で協議を行うとともに、必要に応じて関係機関に対しても情報共有を行うこととする。

東京協議会計画については、毎年度の実施状況を踏まえた見直しを行うことがある。